

様

入院のご案内

入院予約日時

年 月 日 時

☐ 1階 入院受付①番へ

☐ 救急受付へ

千葉県循環器病センター

〒290-0512 千葉県市原市鶴舞 575

TEL 0436-88-3111 FAX 0436-88-3032

URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/junkan>

問合せ先：医療事務室（入院係）



R7年8月改訂

病 院 基 本 理 念

基本理念

患者さん中心の医療を通じて地域社会に信頼される病院をめざします。

当センターの基本方針

1 患者さん中心の医療

インフォームド・コンセントに基づく患者さんの意思を尊重し、全人的な医療を実践します。

2 医療安全の確保

医療安全体制を確立し、安全性を優先した医療を実践します。

3 高度・先進的医療

循環器・脳神経系疾患に対する専門施設としての良質な高度先進医療を提供します。

4 救急・災害医療

救急基幹センター、災害拠点病院として救急医療・災害医療に対応します。

5 地域医療との連携

近隣の医療機関と密接に連携し中房総地域全体の地域医療の向上をはかります。

6 医療人の教育・育成

教育施設として一人ひとりを大切にする豊かな人間性と使命感を持った医療人を育成します。

目 次

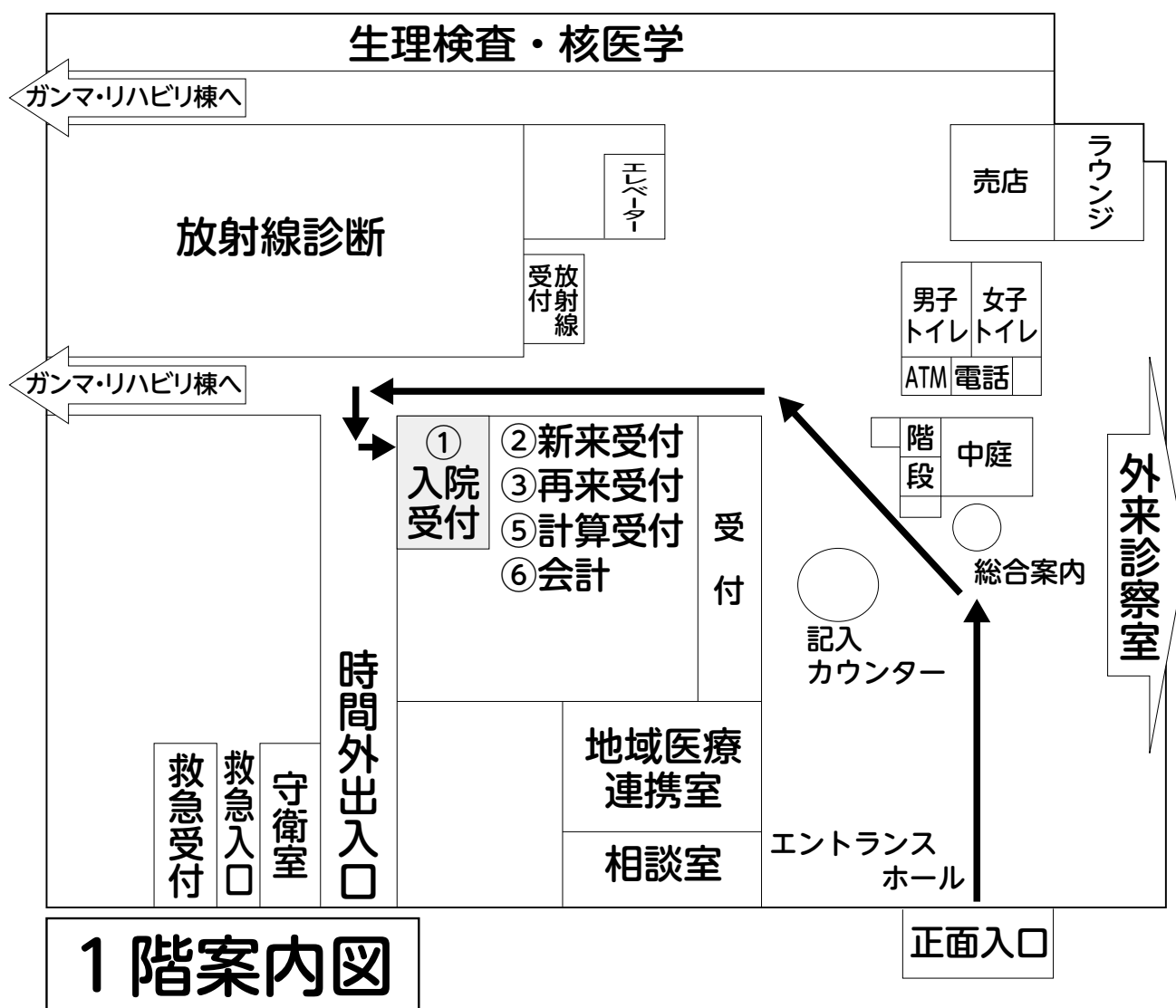
・ 病院基本理念	
・ 入院していただくまでの注意点	2
・ 入院手続きについて	2
・ 入院当日の手続きについて	3
・ 入院時に準備（持参）していただくもの	4、5
・ 病院で用意されている身の回りのもの	6
・ 貴重品管理・盗難防止	6
・ 入院生活について	7
・ 入院診療計画書について	8
・ 現在服用中のお薬について	9
・ 入浴について	9
・ お食事について	9
・ 敷地内全面禁煙について	10
・ 外出・外泊について	10
・ 付き添いについて	11
・ 入院中のサポートについて	11
・ 面会について	12
・ 防災について	12、13
・ 医療安全に関すること	14
・ 臨床試験（治験）について	14
・ プライバシーについて	15
・ 患者相談窓口について	15
・ 医療従事者の研修および学生の実習について	15
・ 退院手続きについて	16
・ 入院時食事療養費	16
・ 個室と個室料金について	17、18
・ 入院費用のお支払いについて	19、20
・ 高額療養費制度（限度額適用認定証）について	21、22、23
・ 入院期間が180日を超える入院料金（選定療養費）について	24、25
・ 診断書・証明書類の発行について	26
・ 病院内の設備のご案内	27、28
・ その他入院時のお願い	29
・ 入院中のマスク着用をお願い	30
・ 入院中の転倒・転落防止へのご協力をお願い	31
・ 「地域包括ケア病棟」のご案内	32
・ 千葉県循環器病センターの個人情報保護方針	33、34
・ 千葉県立病院 患者の権利・義務憲章	35

入院していただくまでの注意点

1. 病院から連絡がなければ予定通りの入院日においでください。
また、患者さんのご都合により入院日の変更を希望される場合やその他の入院に関する問い合わせは医療事務室・入院係へご連絡ください。
2. 入院前に身体の具合が悪くなった時または緊急時は各診療科へご連絡ください。
3. お渡しした必要書類への記入を済ませ、入院時にお持ちください。
「入院申込書」・「入院時間診票」 など

入院手続きについて

予約された方は1階の入院受付①番までおいでください。



入院当日の手続きについて

1. 入院する時間

- 1) 入院日当日は入院手続きをしますので午前10時に1階の入院受付①番においでください。順番にご案内しますので、少々お待ちいただきます。

※医師から入院時間の指示のある方は除きます。

- 2) 土・日・祝日の入院は、1階の救急受付へおいでください。

2. 入院受付①番（救急受付）へ、以下のものを提出してください。

☐入院申込書

（申込者及び保証人については記名押印又は署名をお願いします。
また、保証人の1名は患者さんと別世帯の方にしてください。）

☐診察券（カード）

☐健康保険を確認出来る物（マイナ保険証、資格確認証、健康保険証）

☐高齢受給者証（70歳以上で社会保険加入の方）（お持ちの方）

☐公費医療券

指定難病受給者証、指定難病自己負担限度額管理手帳、
小児慢性特定疾病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療支援
自己負担上限額管理ノート、重度心身障害者医療費助成受給券、
こども医療券、育成受給券、特定疾病療養受療証など

☐限度額適用・標準負担額減額認定証（70歳以上で該当される方）
（お持ちの方） ☐限度額適用認定証（お持ちの方）

☐障害者手帳・療育手帳 ☐介護保険証

☐その他（同意書・問診票等）

なお、介護保険証、外来で渡された書類（同意書など）については、入院病棟に提出してください。印鑑（認印）は、入院中に使用するため持参してください。

※入院中に保険資格等の変更があった場合は、速やかにマイナ保険証等など保険情報が確認出来るものを1階の入院受付①番までご提示ください。夜間・土・日・祝日は1階の救急受付でもマイナ保険証等の提示を受け付けています。

※公費医療券、障害者手帳、療育手帳、介護保険証につきましては、自治体により申請方法等が異なりますので、お住まいの自治体にご確認ください。

入院時に準備（持参）していただくもの

《チェック用紙》

チェック	品物名	数量	備考
	診察券（カード）	1	
	マイナ保険証等	1	
	印鑑		
	入院申込書	1	
	入院時間診票	1	
	限度額適用認定証など		別紙参照
	服用中のお薬		現在、使用している薬を全て持参してください
	お薬手帳		お持ちの方は持参してください
	お薬の説明書 （薬剤情報提供書）		お持ちの方は持参してください
	マスク（不織布マスク）		
	下着 （パンツ、シャツなど）	3組程度	手術などで必要になるものについては、入院病棟で説明いたします
	室内履き（名前入り）	1	上履きで滑りにくいもの、かかとのあるものをご用意ください
	髭剃り用品 （電気シェーバー）	1	男性
	入れ歯用品	1	保管ケースは、割れにくい物（プラスチック等）をご用意ください
	イヤホン	1	売店で購入可能です
	食事用使い捨てエプロン （ビニール）	1箱	看護師から依頼があった際にご用意下さい

以下の物は、入院セットとして専門業者と契約しご利用できます。
 契約されない場合は、ご持参ください。

①衣類・タオルセット			
	寝衣	3 組	浴衣タイプ、甚平タイプのいずれか
	バスタオル	3 枚程度	入浴の他、検査での移動時や体の向きを変えるときに使用します
	タオル	3 枚程度	
②紙おむつセット（おむつを使用される患者さん用）			
	紙おむつ		テープ式おむつ、パンツタイプおむつのいずれか
	尿取りパッド		
	お尻拭き		
③アメニティセット（病院内での購入を希望される患者さん用）			
	ティッシュペーパー		
	歯磨き用品		
	コップ		
	シャンプー		
	ボディソープ		

※持ち物にはご記名をお願いします。

※入院セットの契約をされない場合は、ビニール袋 4 ～ 5 枚（洗濯物入れとして使用）をご用意ください。

※個々のロッカー（約横 3 0 × 1 6 0 cm）が各部屋にあります。

荷物は最小限にし、ロッカーに収められる程度でお願いします。

病院で用意されている身の回りのもの

1. 食事時の箸・湯のみ茶碗
2. ヘアードライヤー
3. テレビ（リース）

専用のテレビカードで使用できます。テレビカードは各病棟のデイルームにある販売機で購入できます。退院時、残高がある場合は、1階エントランスホール中央階段下にあるカード精算所で精算できます。大部屋では、イヤホンの使用をお願いします。

4. 冷蔵庫

室内床頭台設置の冷蔵庫は有料（有料個室は除く）です。テレビカードで使用できます。

デイルームの冷蔵庫は共用です。1人で1～2品程度、無料で使用できます。使用の場合は、品物に各自の名前と部屋番号を記入してください。

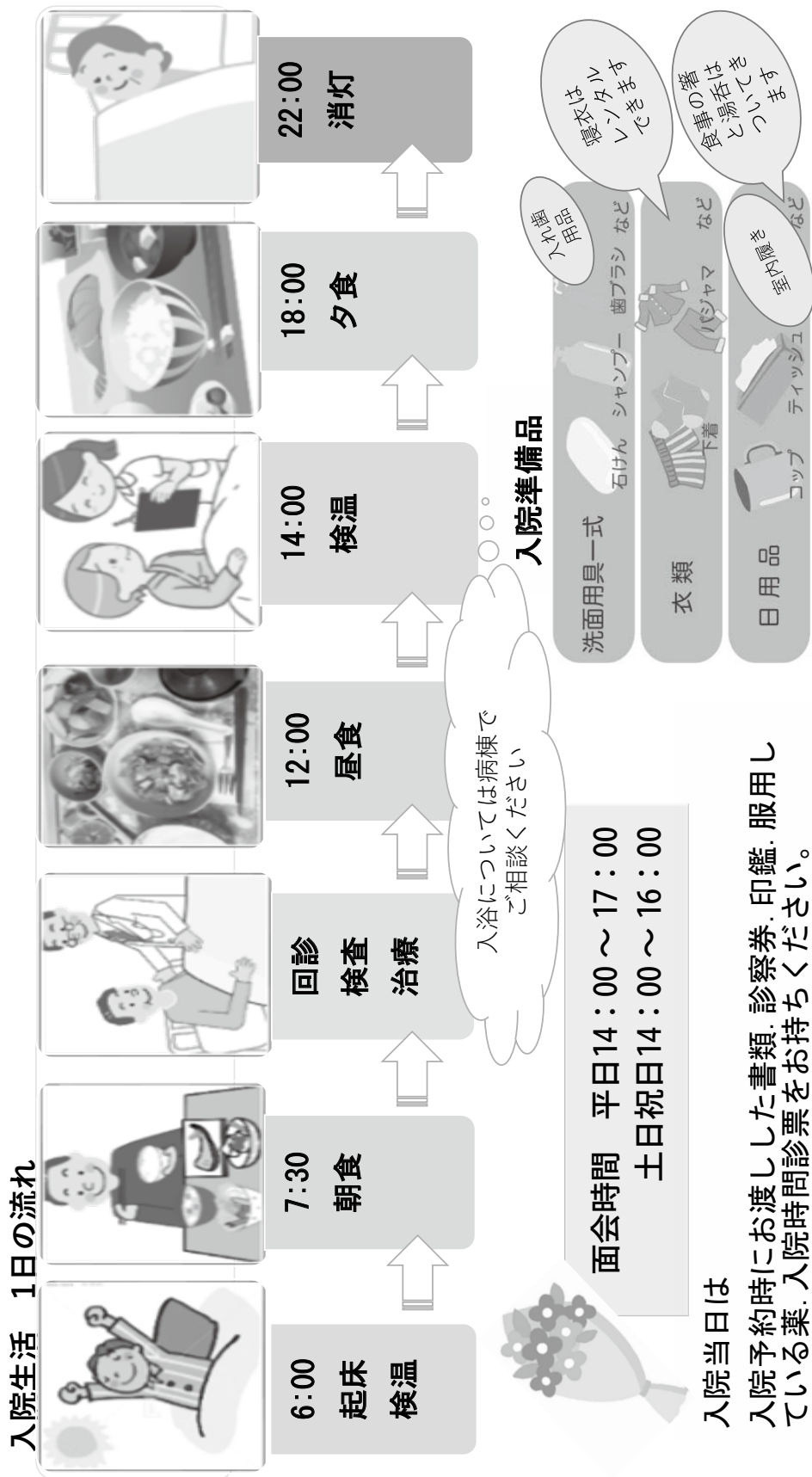
1週間に1回程度清掃をします。期限切れのものは、処分させていただきますのでご了承ください。ご入院中の場合は処分前にお知らせします。

貴重品管理・盗難防止

1. 病院内では盗難や紛失の危険性が考えられますので、入院時は貴重品（多額の現金・クレジットカード・貴金属類など）はなるべくお持ちにならないでください。
2. 床頭台内にセーフティBOXが設置してありますので、現金などは必ずセーフティBOXを使用してください。カギは身につけるなどしてご自分で管理してください。
3. 紛失・盗難については、病院としては一切責任を負うことはできません。被害に遭われた場合は、患者さん、もしくはご家族から被害届を警察に出していただくことになります。

入院生活について

《入院生活（1日）のご案内》



※病室・病棟を状況により変更させていただく場合がありますのでご理解ご協力をお願いいたします。

※お食事は歩ける方・運動制限がない方は各病棟のデイルームを利用できます。共同で使用するので譲り合いにご協力ください。

※看護師の勤務体制は2交代制で、夜間もずっとお世話をさせていただきます。「夜眠れない」「心配事がある」など、その他ささいなことでも遠慮なくお申し出ください。

<入院中に守っていただきたいこと>

1. 午前・午後・就寝前に検温を行います。静かにベッドに横になってお待ちください。ご自分でできる方は測定してお待ちください。患者さんの状況に合わせて、必要な時に検温を行います。
2. 他の病棟への立ち入りはご遠慮ください。

入院診療計画書について

入院診療計画書とは、入院に際して総合的な診療計画を作成したものです。文書により患者さんに説明を行います。

1. 入院後に入院診療計画書をお渡しいたします。
2. 医師の説明内容について同意後、署名をいただきます。
1部は患者さんに保管していただきます。

現在服用中のお薬について

1. 入院される際には、服用中のお薬とお薬手帳あるいはお薬の説明書（薬剤情報提供書）をお持ちください。
2. 他の病院で処方されたお薬については、当病院で取り扱っていない場合がありますが、薬の飲み合わせや重複して投与される危険性があるため、原則として当病院の採用薬を使用させていただきます。なお、状況により医師の判断で持参薬を使用する場合もあります。
3. 入院中に持参されたお薬が切れてしまうときや他の病院・診療所等の予約が入っているときなど他の医療機関へ受診する（お薬の処方も含みます）場合は、必ず事前に医師・看護師へご相談ください。ご家族が患者さんの代わりにお薬をもらいに行く場合も同様にご相談ください。

入浴について

1. 医師から許可された方は入浴できます。
2. 各階に浴室があります。入浴時間・使用方法などについて看護師がご案内いたします。
※個室の浴室をご利用の場合も、入浴前後の患者さんの状態を確認しますので、看護師に声をかけてからご利用ください。
3. 入浴ができない場合でも、部分浴・清拭・洗髪・着替えなど清潔に過ごしていただけるよう看護師がお手伝いいたします。

お食事について

1. 入院中は病状に合わせたお食事をご用意します。
2. 特に食物アレルギーの方は必ずお申し出ください。
3. その他お食事のことでお困りの際は、看護師までお申し出ください。（例：牛乳でお腹がゴロゴロする、硬くて食べにくい）
4. 医師の指示のもと治療に必要なお食事を提供しておりますので差し入れはご遠慮下さい。

敷地内全面禁煙について

当病院では、健康上・防災上の理由により院内含め敷地内全面禁煙になっています。禁煙が守れない方は入院治療を継続できない場合もございます。禁煙にご協力をお願いします。

外出・外泊について

(※外出とは病院敷地外へ出る場合をいいます。)

1. 外出・外泊には医師の許可が必要です。外出を希望される方は、病棟看護師までお申し出ください。
2. 医師の許可を得たのち、許可証を発行いたします。
「外出・外泊届」に必要事項を記入し、ナースステーションへ提出してください。その際、「外出・外泊許可書」(「外出・外泊届」の半券)をお渡しいたしますので、ご持参ください。
3. 病棟へお帰りになりましたら、「外出・外泊許可書」をナースステーションへご返却ください。

※外出・外泊中にご気分が悪くなったときや帰宅が予定より遅れる場合などは、入院病棟までご連絡ください。

連絡先電話 0436(88)3111(代)

付き添いについて

1. 原則として患者さんの生活行動は、看護師がお手伝いさせていただきますので、基本的には付き添いは必要ありません。ただし、病状等により、ご本人ないしご家族が希望され、医師および看護師が認めた場合には、ご家族の付き添いが可能です。
2. ご家族が付き添いを希望なさる場合は、看護師にご相談ください。
3. 衛生管理上、付添寝具はレンタルをご利用ください。

※料金については別紙をご覧ください。

入院中のサポートについて

入院中、治療上必要と考えた場合は、多職種で連携しサポートいたします。

1. 糖尿病等でサポートが必要なとき・・・糖尿病療養指導チーム
2. 食事・栄養全般で困ったとき・・・栄養サポートチーム
3. 食事の飲み込みが難しいとき・・・摂食嚥下チーム
4. 床ずれができたり、できそうなとき・・・褥瘡ケアチーム
5. 落ち着いた療養生活が送れるように
・・・認知症・精神科リエゾン（多職種連携）チーム
6. □の中で困っていることがあるとき・・・口腔ケアチーム
7. 呼吸のサポートが必要なとき・・・呼吸ケアチーム

面会について

1. 面会時間は次のように定めております。
平日：14：00～17：00
土・日・祝日：14：00～16：00
ご家族で時間内に来院できない方は、看護師にご相談ください。
2. 各病棟のナースステーション（カウンター）に面会申請用紙がありますので、ご記入ください。
3. 事前に入院病棟をご確認の上、来院をお願いします。
入院病棟が不明の場合は、1階の各受付または守衛室で確認できます。
4. **感染症流行などで面会者の制限をお願いする場合があります。**

防災について

1. 当病院は、耐震耐火構造です。
2. 入院時に非常口・避難経路を職員がご説明いたします。
3. 火災を発見した場合は、すぐにお近くの職員までお知らせください。
4. 地震の揺れは大きく感じられますが、あわてて動くことは、落下物などでけがをしやすい危険です。必ず職員の指示に従ってください。

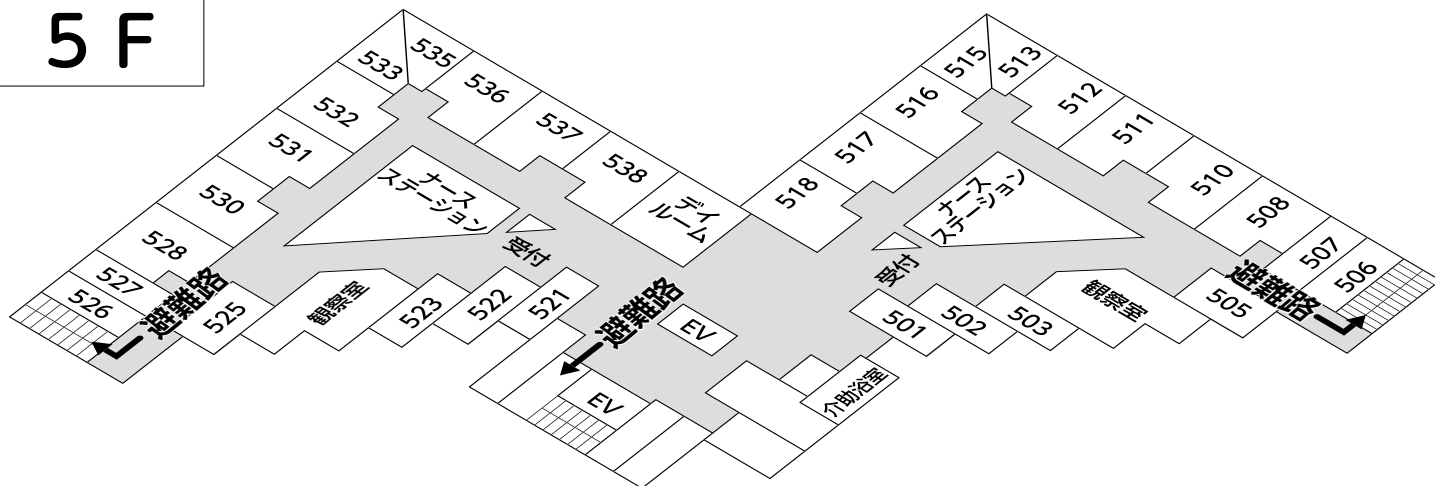
※避難時の身じたく

- ①硬く絞ったぬれタオルで口・鼻を覆う。
(粉塵や煙・有毒ガスからのどや肺を守ります。)
- ②靴を履く。上着を着る。
(飛散するガラスやがれきから足や肌を守ります。)
- ③帽子もしくはタオル・枕などで頭を保護する。
(火の粉や落下物から頭を守ります。)

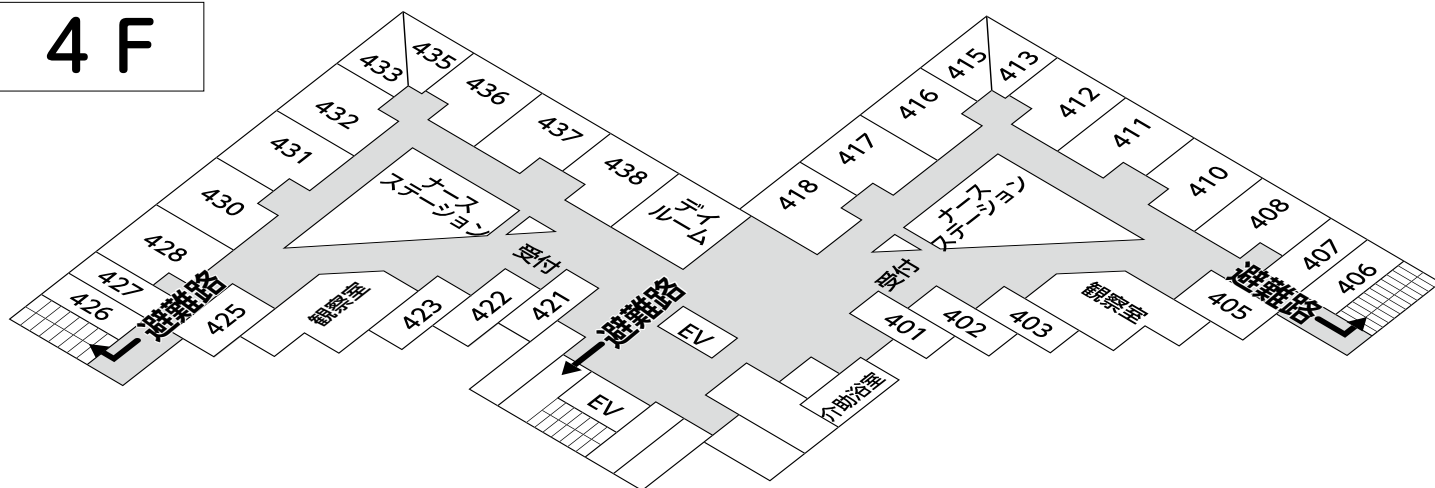
※ご自分でできない場合は、職員がお手伝いします。
あわてずお待ちください。

避難路

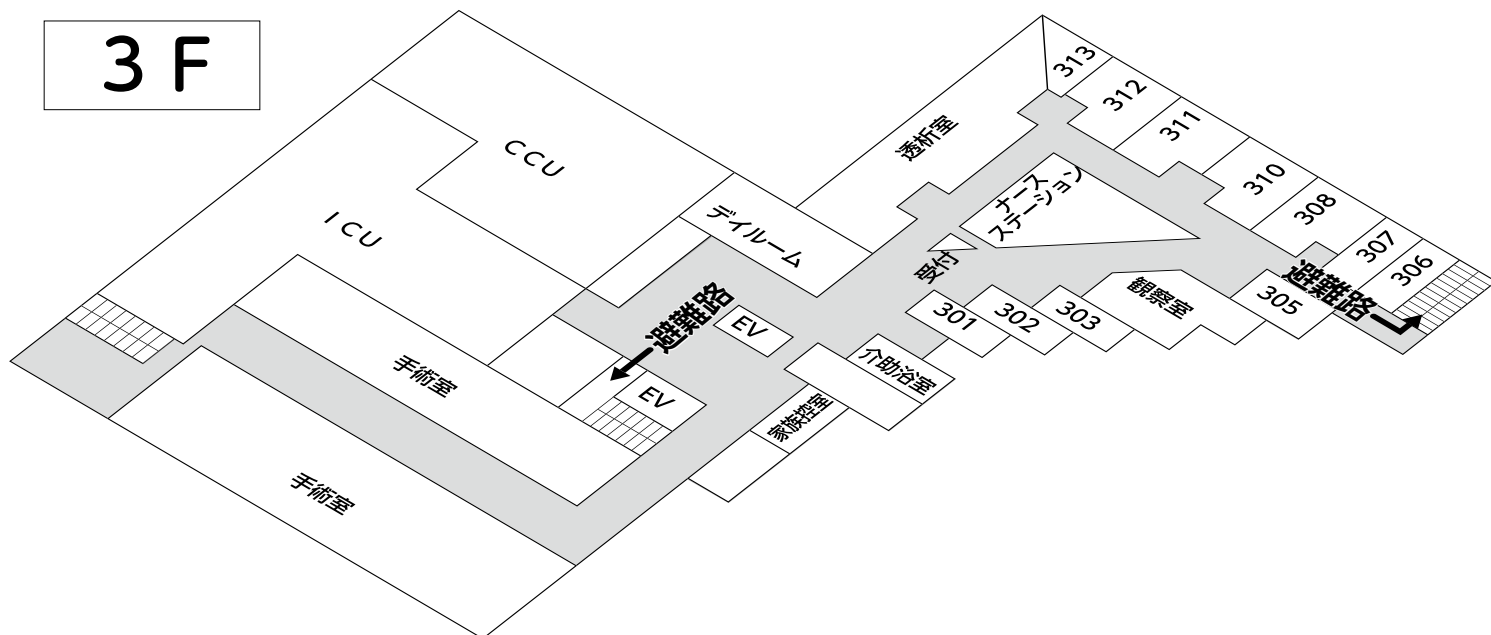
5 F



4 F



3 F



医療安全に関すること

当病院では、患者さんご自身が治療に主体的に参加できるような協力関係と、医療従事者と患者さん・ご家族との信頼関係を築いていき医療安全に努めていきます。そのため以下の点に、ご協力をお願いします。

1. 安全確保のため、アレルギー歴や治療歴など、ご自身の健康に関する情報はできるだけ正確にお伝えください。
2. 処置・検査・手術・注射など医療に関することは、必ず説明を行っています。説明がよく理解できない場合は納得できるまで説明を行いますので医師・看護師に声をかけてください。
3. 患者さんの取り違い防止のため、入院した患者さんにお名前を書いたバンド（リストバンド）を着けさせていただきます。
4. 注射・点滴・採血を受けられる場合は、医療従事者により、ご自分の名前（フルネーム）を言っていたいただき確認をします。
5. 点滴や内服薬の投与・配膳などを安全に行うために、患者さんのお名前を確認させて頂いています。何度かお名前を確認することがありますが、ご協力お願いします。医療安全管理室では患者さんと共に医療安全を守っていきたいと思いますので、医療者に聞かれなくても「自ら名前を名乗る」ことにご協力をお願いします。
6. 感染防止のため、病室へ出入りされる時は入口に備え付けの消毒薬で手指の消毒をお願いいたします。
7. 転倒・転落事故防止のため、歩行や立ち上がりに不安のある方は、ご遠慮なくお申し出ください。

臨床試験（治験）について

国（厚生労働省）に『薬（医薬品）』『医療器具』としての承認を得るための臨床試験を『治験』と呼びます。患者さんの病気を改善する効果が期待される場合、医師による十分な説明を行った上でお願いすることもあります。治験への参加は強制されるものではなく自由意思によるものです。

プライバシーについて

1. 当病院では、患者さんが治療に専念できるようプライバシーの保護に努めています。
2. 病院外からの電話などによる患者さんのお問い合わせには、一切お答えしておりません。
3. 面会についての対応
 - 1) 入院後に面会を希望しない場合は、看護師にお申し出ください。
 - 2) 面会制限をご希望された場合であっても、看護師が完全に制限できるとは限りません。ご本人・ご家族での対応をお願いいたします。

患者相談窓口について

当院では、患者さん・ご家族が安心して治療を受けられるように「患者相談窓口」を設置し、通院・入院中の不安や医療費などについて相談を受けております。また、医療安全管理者による相談も行っておりますので、お気軽にお申し出ください。

- ①医療費の補助制度についての相談
- ②療養中の不安についての相談
- ③退院後の転院や施設の利用、自宅療養についての相談
- ④医療費や生活費についての相談
- ⑤医療安全などに関する相談（医療に関する疑問や不安、医療内容についての相談など）

＜相談場所および受付時間＞

地域医療連携室 患者相談窓口（1階会計となり）

平日 午前8時30分～午後5時まで

※案内図は2ページをご覧ください。

医療従事者の研修および学生の実習について

当病院は医師・看護師をはじめとして各種医療従事者の研修や関連校の学生の実習施設となっております。医療従事者の育成のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

退院手続きについて

1. 医師から退院の許可が出た場合は、退院の手続きをしていただきます。
2. 退院日は、医師あるいは病棟看護師長と相談して決めていただきます。
3. 退院は、原則として午前１０時（会計が出来次第）とさせていただきます。
4. 退院後、引き続き通院される方は予約が必要です。詳しくは看護師にご確認ください。

※入院費用のお支払いについては１９ページを参照してください。

入院時食事療養費

所得区分	標準負担額（この負担額は高額療養費の対象外）
一般	１食につき ５１０円
	指定難病・小児慢性特定疾病患者、１食につき３００円
住民税非課税世帯Ⅱ	過去１年間の入院日数が９０日までの場合、１食につき２４０円
	過去１年間の入院日数が９０日以上の場合、１食につき１９０円
住民税非課税世帯Ⅰ	１食につき １１０円

有料個室のご案内

当院では、患者様により快適で落ち着いた療養環境をご提供するため、有料の個室をご用意しております。静かな空間でお過ごしになりたい方や、ご家族の付き添いを希望される方などにご利用いただけます。

■ 個室の種類および料金（1日あたり・税込）

室 種	主な設備内容	料 金
個室 A タイプ	トイレ・浴室 冷蔵庫・洗面台	13,200 円
個室 B タイプ	トイレ・シャワー 冷蔵庫・洗面台	11,870 円

※テレビ・冷蔵庫の使用料を含んでおります。

※満室の場合は、他のタイプのお部屋をご案内させていただくことがございます。

■ ご利用にあたって

- ・ 個室のご利用を希望される場合は、入院予定の方は入院受付、入院中の方は病棟スタッフまでお申し出ください。
- ・ 入院途中でのご利用開始や、部屋の変更も可能です。
- ・ 個室料金は公的医療保険の適用外となり、自己負担となります。

■ 治療上の必要性による個室のご利用について

患者様ご本人のご希望にかかわらず、下記のような治療上の必要性がある場合には、有料個室での療養をお願いすることがございます。

- ・ 検査・処置や病状により、個室での管理が必要とされる場合
- ・ その他、安全かつ円滑な入院治療の実施において、個室での療養が適切であると判断される場合

そのような場合には、事前に、または可能な限り速やかに、患者様ご本人またはご家族に対してご説明いたします。

なお、この場合も個室料金は自己負担となりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

■ その他の注意事項

- ・ 個室のご利用は、病棟の空室状況等によりご希望に添えない場合がございます。
- ・ 料金は 1 日単位での計算となり、入退室の時間によっては 1 日分の料金が発生することがございます。
- ・ その他詳細につきましては、スタッフまでお尋ねください。

ご不明な点がございましたら、どうぞ遠慮なくスタッフへお声がけください。

入院費用のお支払いについて

1. 入院中の場合

1 か月を単位として、月末締めで、翌月 15 日頃に「納入通知書」をお渡ししますので、その納入通知書を持って、1 階の会計⑥番でお支払いください。

2. 退院の場合

※退院日当日、「納入通知書」が作成できましたら入院病棟へ連絡しますので、1 階の会計⑥番で、お支払いください。

※お支払いの際に「退院事務処理終了証」を発行しますので、それをナースステーションへお持ちください。そちらで、次回外来予約のご案内・退院のお薬・診察券をお渡しします。

※退院日が土・日・祝日になった場合のお支払いは、後日精算とさせていただきますので、おって送付される納入通知書により会計⑥番（土・日・祝日を除く）又は銀行振込み、現金書留でお支払いください。

3. 入院費用の概算について

ご希望の方には事前に説明します。入院受付①番または看護師にお申し出ください。

※なお、実際の入院費用および手術費用は、患者さんの症状や経過、入院日数により概算額と異なることがあります。

概算額はあくまで参考であることをご承知ください。

4. 保険外負担物品等について

患者さんの状況により、使用物品の費用を負担して頂くことがあります。

詳細は病棟看護師長または看護師が説明いたします。

5. その他

支払方法は現金、クレジットカード又は銀行振込みでお願いします。

《ご利用が可能なクレジットカード》



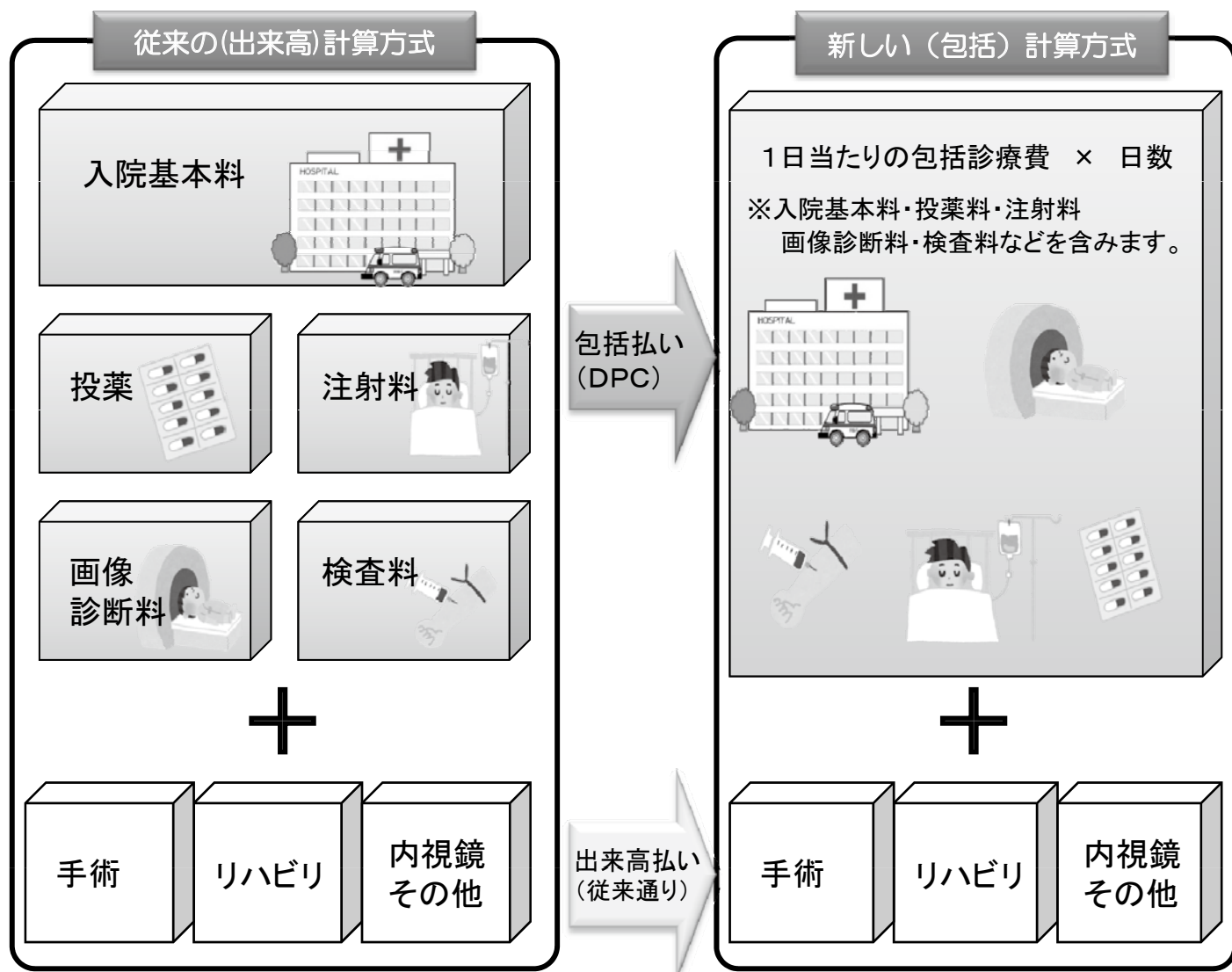
入院費は『D P C』方式により計算されます。

(平成 26 年 4 月 1 日より厚生労働省の指定を受け運用開始)

D P C 方式における医療費の計算方法

$$\begin{aligned} \text{入院医療費} = & \text{『1 日当たりの包括診療費』} \times \text{『入院日数』} \times \text{『医療機関別係数』} \\ & + \\ & \text{『出来高診療費』} + \text{『食事療養費』等} \end{aligned}$$

(※注) 医療機関別係数とは、病院の機能に応じて厚生労働省が医療機関毎に定めている一定の係数です。



※入院時食事療養費、個室料金、診断書料金等は別途料金になります。
※すべての患者さんの入院費が DPC 計算となるのではなく、一部出来高計算の場合もあります。

高額療養費制度（限度額適用認定証）について

◆限度額適用認定証とは

あらかじめ『限度額適用認定証』の交付を受けていただき、医療機関の窓口にご提示いただくと、医療機関ごとにひと月のお支払い額が自己負担限度額までとなる高額療養費制度です。

※お食事代や保険適用とならない費用（個室代など）は別途お支払いが必要です。

※限度額適用認定証をお持ちでない場合は、マイナ保険証でも本制度を利用可能です。

◆限度額適用認定証を利用する場合の流れ

- ①加入されている医療保険者に事前に申請を行う
- ②医療保険者から認定証の交付を受ける
- ③医療機関の窓口へ被保険者証と限度額適用認定証を提示する
- ④自己負担限度額の支払いをする

◆マイナ保険証を利用する場合の流れ

- ①医療機関の窓口へマイナ保険証を提示し、「限度額情報の表示」に同意する。
- ②自己負担限度額の支払いをする

◆申請場所

（ 国民健康保険加入の方 . . . 市町村役場（国民健康保険担当の課）
お勤め先の健康保険加入の方 . . . 勤務先の担当窓口、もしくは全国保険組合・
全国健康保険協会・共済組合など
*** 詳しくは加入されている医療保険者までお問い合わせください *** ）

- 申請は原則入院された月をお願い致します。翌月に入ってから申請された場合、入院月から有効の認定証が発行されない場合があります。

◆自己負担限度額・世帯合算の限度額

受診者の年齢および被保険者の所得区分によって下記のとおり分類されます。

多数回 . . . 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合、4か月目から自己負担限度額が軽減されます。

【69 歳以下の方の上限額】

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 % 【多数回：140,100 円】
イ	年収約 770 万円～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 % 【多数回：93,000 円】
ウ	年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % 【多数回：44,400 円】
エ	～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円 【多数回：44,400 円】
オ	住民税非課税者	35,400 円 食事代（240 円） 【多数回：24,600 円】

※総所得金額（国民健康保険のみ）＝総所得金額から基礎控除（33 万円）を引いた額の世帯の被保険者全員の合計

※おひとり 1 回分の窓口負担では上限額を超えない場合でも、複数の受診や、同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限ります。）の受診について、窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を 1 か月単位で合算することができます。その合算額が一定額以上を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

【70 歳以上の方の上限額：入院】

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
現役並み	Ⅲ 年収約 1,160 万円～（3 割） 標報 83 万円以上／課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 % 【多数回：140,100 円】
	Ⅱ 年収約 770 万円～約 1,160 万円（3 割） 標報 53 万円以上／課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 % 【多数回：93,000 円】
	Ⅰ 年収約 370 万円～約 770 万円（3 割） 標報 28 万円以上／課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % 【多数回：44,400 円】
	年収 156 万～約 370 万円（1 割・2 割） 標報 26 万円以下／課税所得 145 万円未満等	57,600 円 【多数回：44,400 円】
Ⅱ 住民税非課税世帯（※）		24,600 円 食事代（240 円）
Ⅰ 住民税非課税世帯（※） （年金収入 80 万円以下など）		15,000 円 食事代（110 円）

【70 歳以上の方の上限額：外来のみ】

適用区分			ひと月の上限額（個人ごと）
現役並み	Ⅲ	年収約 1,160 万円～（3 割） 標報 83 万円以上／課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 【多数回：140,100 円】
	Ⅱ	年収約 770 万円～約 1,160 万円(3 割) 標報 53 万円以上／課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 【多数回：93,000 円】
	Ⅰ	年収約 370 万円～約 770 万円(3 割) 標報 28 万円以上／課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 【多数回：44,400 円】
		年収 156 万～約 370 万円(1 割・2 割) 標報 26 万円以下／課税所得 145 万円未満等	18,000 円 【年間上限：144,000 円】
	Ⅱ 住民税非課税世帯（※）		8,000 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯（※） (年金収入 80 万円以下など)		8,000 円

- (※) マイナ保険証をお持ちでない方で、入院・外来とも、現役並みⅡ・Ⅰに該当する方は、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。申請が無い場合は「現役並みⅢ」の扱いとなります。
Ⅲは限度額適応認定証は発行されません。
- (※) マイナ保険証をお持ちでない方で、入院・外来とも、住民税非課税世帯の方は、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を市町村役場にて交付を受けていただく必要があります。

入院期間が 180 日を超える入院の料金 (選定療養費) について

患者様の事情による 180 日を超える入院については、医療保険の一部負担金とは別に自己負担金（選定療養費）が発生する場合がありますので、ご了承ください。

1. 対象者

入院期間（他病院等の入院期間を含む）が 180 日を超える者
（厚生労働省の定める状態にある者を除く）

ただし、下記のとおり患者様の状態によっては自己負担金の徴収対象外となります。

《対象外となる方：厚生労働大臣の定める状態(主に次の状態にある者)》

- ・ 難病患者等入院診療加算を算定する患者
- ・ 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- ・ 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- ・ 悪性新生物に対する腫瘍用薬を投与又は放射線治療を実施している状態
- ・ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ・ 人工呼吸器を使用している状態
- ・ 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態
- ・ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して 30 日迄の間）
- ・ 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
- ・ 頻回に喀痰吸引、排出を実施している状態
- ・ 肺炎等に対する治療を実施している状態
- ・ 呼吸管理を実施している状態
- ・ 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
- ・ 15 歳未満の患者

- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業による医療の給付を受けている患者（受けている期間）
- ・ 育成医療の給付を受けている患者（受けている期間）

2. 患者さんが医療保険の一部負担金とは別に自己負担として支払う額

1 日につき 2,785 円（入院基本料の基本点数の 15% 相当）

3. 入院期間の計算

上記 1 の入院期間は当センター及び他の医療機関での同一疾病の入院期間も含めて計算することになります。

従って、入院に際し、過去 3 月以内に他の保険医療機関への入院の有無の確認を退院証明書により確認させていただきますとともに、入院履歴を当センターに申告していただきます。

なお、虚偽の申告等を行なった場合は、それにより発生する損失について、後日費用徴収が行なわれる場合がありますのでご注意ください。

診断書・証明書類の発行について

1. 入院中に診断書・証明書類の発行が必要となった場合病棟の事務職員へご相談するか、1階の再来受付③番へ午後3時までにお申し出ください。
2. 退院時ないし退院後、生命保険会社などの診断書類のお申し込みをされる場合
1階の再来受付③番へ午後3時までにお申し出ください。
書類をお預かりした場合、完成まで2～4週間程度かかります。
3. 問い合わせ先：医療事務室・文書係
連絡先電話 0436（88）3111（代）内線2890
4. 別途、文書料金がかかります。
5. 受付時間：月～金 午前9時～午後3時
6. 完成した書類は1階の再来受付③番で交付されます。交付の際にお支払いをお願いいたします。
（入院中は入院費に含めることも可能です。）受け取りは、受付時間内をお願いいたします。
7. 救急受付での申し込みは、原則受け付けておりません。
8. その他不明な点は、1階の再来受付③番に、ご相談ください。

料金について

1. 生命保険会社の証明書・・・5,060円
2. 病院様式診断書・・・・・・1,760円
3. その他種類により・・・・1,760円～5,060円

病院内の設備のご案内

1. 公衆電話

3階・4階・5階エレベーター付近と1階受付ホール（階段下）にありますのでご利用ください。

2. 郵便

ポストは、正面玄関を出て左側、タクシー乗り場の脇にあります。

※切手は、1階売店で販売しています。

3. A T M（セブン銀行）：1階公衆電話コーナーの隣にあります。

4. 駐車場

スペースが限られています。また、駐車場での事故・盗難・車上荒らしなどは、病院として責任は負いかねますので、入院中の駐車場使用は控えてください。

5. 売店

1階のラウンジ横にあります。日用生活雑貨のほか新聞や雑誌などを販売しています。

〈営業時間〉

平日：午前7時30分～午後8時

土・日・祝日：午前10時30分～午後5時

6. 自動販売機

1階から5階の各階に1台あります。

7. 洗濯機・乾燥機

各病棟に設置してあります。利用時間は入院病棟でご確認ください。テレビカードで利用できます。

8. インターネットサービス

Wi-Fiは利用できませんが、インターネット検索をできるパソコン

ンが、各病棟のデイルームにあります。(無料)

9. テレホンカード

1 階売店で販売しています。

1 0. テレビカード

各病棟のデイルーム・1 階エントランスホールに販売機があります。またカードを使いきれなかった場合には、1 階エントランスホールにある精算機をご利用ください。

※ 1,000 円札のみのご利用となります。

1 1. 私物のクリーニング

私物の洗濯物をクリーニングに出すことができます。

※料金については別紙をご覧ください。

その他入院時のお願い

1. 携帯電話の使用に際し、下記事項をお守りください。
 - 1) マナーモードに設定してください。
 - 2) 大声など医療環境を損なう行為は禁止します。
 - 3) 使用時は、「携帯電話使用指定場所」という提示のある場所でご使用ください。(主な使用場所は、公衆電話付近になります。)
 - 1 階：公衆電話付近およびガンマ・リハビリ棟への通路
 - 2 階：中央階段の上がったところ
 - 3 階～5 階：A 病棟にある公衆電話付近
 - 4) 集中治療室（ICU・CCU）へ携帯電話を持ち込まれる場合は、必ず電源をお切りください。
 - 5) 大部屋での入院中は、マナーモードでも同室の患者さんに迷惑となることもあります。消灯後は携帯電話の電源をお切りください。
2. パソコンの使用については、周囲の患者さんのご迷惑とならない様にマナーを守ってご使用ください。
3. テレビの鑑賞について、4 人部屋ではイヤホンをご利用ください。(イヤホンは当院売店でも販売しております。) なお、消灯後のご利用は同室の患者さんのご迷惑となりますので、ご遠慮ください。
4. カッター、ナイフ、はさみ等の危険物の持ち込みはご遠慮ください。
5. 患者さん宛の郵便物または宅配物をお受けすることは原則できません。
6. お守り、お札は紛失の恐れがありますのでご注意ください。
7. 職員への心づけ等はお断りしておりますのでご了承ください。
8. 他の患者さんとのトラブルを防止するため、職員のプライバシーを守るため、承諾なく撮影または録音をしないでください。また、院内からの動画配信もお控えください。
- ※ 入院中に他の患者さんに迷惑をかけたり、病院内の秩序をみだしたり、治療・看護の妨げになるような行為がある場合には、退院していただくことがありますので、ご了承ください。

入院中のマスク着用のお願い

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症では「感染しない感染させない」ためにも、マスクの着用が重要となります

院内感染予防のため、入院中のマスク着用にご協力ください。

〈お願いしたいこと〉

1. マスクの種類は様々ありますが、病院内はサージカルマスク（不織布マスク）の着用をお願いいたします。
※布、ウレタン等は感染予防効果が低いと言われています
2. 入院時にマスクの持参をお願いします。（病院内での売店や販売機で購入も可能です）
3. 入院中にベッドを離れる際は、マスクの着用をお願いいたします。
4. マスクは正しく着用してください。



アゴマスク



鼻が出た状態



正しい装着

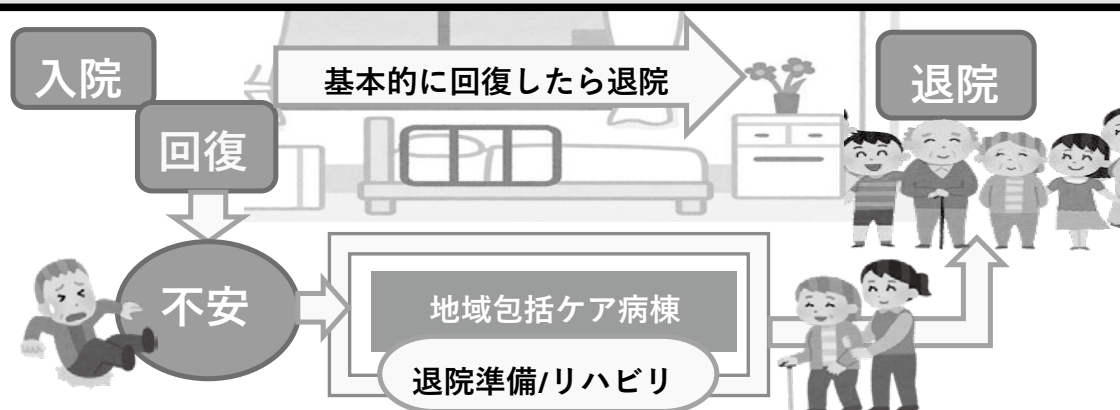
入院中の転倒・転落防止へのご協力のお願い

病院内は住み慣れた住宅と異なり、病気や治療の影響で体力が低下しているため、思いがけず転んでしまうことがあります。当院では転倒・転落防止に努めておりますが、患者さまがご自身で動いてしまうことで発生する転倒・転落を完全に防ぐことはできません。ご家族の方のご理解とご協力をお願いいたします。転んだり、尻もちをついてしまった時は、すぐに看護師へお知らせください。

●手すりにつかまりましょう  オーバーテーブルは動いて危険です。テレビ台なども支えにしないでください。	●履物は靴を履きましょう  スリッパやサンダルは、脱げやすく滑りやすいため危険です。
●床がぬれているのを見つけたときは、すぐにお知らせください。  ぬれた床で転んでしまうことがあります。	●ベッドの周囲・床には荷物を置かないようにしましょう。  荷物につまずいて転んでしまうことがあります。
●ナースコールで、看護師を呼びましょう  病状などにより、ひとりで思いどおりに動くことが難しい場合、安静制限など看護師から呼ぶようお願いされている場合には、ナースコールを押してください。また、看護師が伺うまでは移動せずにお待ちください。	●睡眠薬は、トイレなど全ての用事を済ませてから飲みましょう。  睡眠薬・血圧を下げる薬などは、思いのほか身体に力が入らなくなることがあります。
●危険がある場合は、必要と考えられる見守り器具等を使用させて頂くことがあります ●周囲の目が離れた時に転倒・転落は起こりやすいので、面会の方がお帰りになる時には、看護師に声をかけてください。面会の方が帰られた後は常に患者さまの側に付き添うことはできませんが、出来る限り定期的な巡視を心がけます ●入院中に転倒しやすいと思われる患者さんのネームバンドに緑色のシールを貼らせていただきます。全職員で患者さんの安全を守るための取り組みですので、ご理解ご協力をお願い致します。 	

千葉県循環器病センター 「地域包括ケア病棟」のご案内

急性期の治療が終わり、病状が安定していてもすぐに退院するには不安があり、自信がない 患者さんを受け入れ、もう暫く、入院を継続し診療・看護・リハビリを行い、患者さんの状態に合わせた療養生活の準備をおこなうことで、スムーズに自宅や施設への退院ができるように支援する病棟です。



【対象となる患者さん】

- 病状は回復、安定したが、もう暫く入院加療(診療・看護)が必要な方
- 退院に向けて、継続したリハビリテーションが必要な方
- 退院に向けて、準備が必要な方(自宅・施設への療養に向けた準備)
- 短期の入院を希望する方(短期の治療や床ずれ等の症状緩和など)

【入院期間】

患者さんの状態により入院期間を提案致しますが、概ね30日前後の入院となります。退院の準備が整った患者さんは、予定よりも早く退院する場合があります。また、短期の入院は1週間程度となります。(事前にご相談に応じます)

【入院費用について】

当院では、「地域包括ケア病棟入院料2」を算定しております。この中には、投薬料、注射料、簡単な処置料、検査料、画像診断料、入院基本料等の費用が含まれます。投薬や検査等は主治医の判断で行い、患者さんやご家族の希望では行いません。入院費は入院されている方の年齢、個室差額料金の有無、等により異なります。

【その他】

病状の変化により、主治医が集中的な治療が必要と判断した場合は、急性期病棟に移動となる場合があります。ご不明な点はお近くの医療従事者にお声かけ下さい。

千葉県循環器病センターの個人情報保護方針

当センターは、県立病院の一つとして、県民から信頼される医療機関を目指し、患者さんに良質で安心・安全な医療を受けていただけるよう日々努力を重ねています。「患者さんの個人情報」についても、患者さんの権利利益を十分に尊重し、個人情報を適正に取り扱っていくことが非常に大切であると考えています。そのため、当院では、「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、以下のとおり個人情報保護方針を定め、確実な履行に努めてまいります。

1. 個人情報の範囲

当センターは、患者さんの氏名、性別、生年月日等の特定の個人を識別することができる情報はじめ、患者さんの傷病名や各種の検査結果、エックス線検査等の画像情報及びそれらから得られた情報全てについて、患者さんの個人情報として適正に保護します。

2. 個人情報の収集

当センターは、患者さんの個人情報を収集する場合、診療・看護等の患者さんの医療にかかわる範囲内で収集します。また、法令等に基づいて収集する場合や、患者さんの同意に基づいて収集する場合を除いて、患者さん本人から収集します。ただし、緊急の場合には、関係者や関係機関等から必要に応じて収集する場合があります。

3. 個人情報の利用・提供

当センターは、患者さんの個人情報について、次の場合を除き、個人情報の本来の利用目的の範囲を超えて利用・提供することはありません。「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき適正に取り扱っております。

◎法令等に基づいて利用・提供する場合

◎患者さんの同意に基づいて利用・提供する場合

なお、患者さんの同意に基づく患者さんの個人情報については、次の目的のために利用させていただきます。

(1) センター内での利用

- ア 患者さんに提供する医療サービス
- イ 医療保険事務
- ウ 患者さんに関する管理運営業務・入退院等の病棟管理、外来での呼び出し、病棟での氏名表示・会計・経理・医療事故等の報告・医療サービスの向上：診療券の発行等
- エ 医療実習及び臨床研修
- オ センター内症例研究及び発表
- カ 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

(2) 他の事業者への情報提供としての利用

- ア 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
- イ 他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会に対する回答
- ウ 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- エ 検体検査業務等の業務委託
- オ 患者さんの御家族等への病状説明

カ 医療保険事務

- ・ 保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会に対する回答

キ 事業者等から委託を受けて健康診断を行った場合における、当該事業者等への健康診断結果の通知

ク 医師賠償責任保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

ケ 外部監査機関等への情報提供

コ 学会等研究のための情報提供

- ※（１）のエ、オ及び（２）のコに係る患者さんの個人情報の利用につきましては、患者さんの同意を得るか、あるいは患者さんの個人情報を匿名化して利用させていただきます。なお、匿名化とは、単に氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を消去するだけでなく、あらゆる方法をもって患者さん本人を特定できない状態にすることです。

4. 個人情報の安全管理

当センターは、患者さんの個人情報について、正確な状態に保つよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、個人情報への不正アクセスの防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。また、患者さんの個人情報を取り扱う事務を外部の事業者へ委託する場合、個人情報を適正に取り扱っていると認められる事業者を選定するとともに、個人情報が適正に取り扱われるよう委託先の事業者を指導・監督します。

5. 個人情報の開示、訂正及び利用停止等

当センターは、患者さんの個人情報について、患者さんから「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づいて、開示、訂正及び利用停止等の請求があった場合は、所定の期限内に適切に対応します。なお、患者さんは、「千葉県循環器病センターにおける診療情報提供事務取扱要綱」に基づいて、診療録や看護記録等の診療情報の提供を求めることができます。

6. 条例等の遵守

当センターは、「個人情報の保護に関する法律施行条例」や関係規程等を遵守するとともに、「個人情報の保護に関する法律」や厚生労働省のガイドラインにも配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いに努めます。また、個人情報保護体制を適切に維持するため、センター内規程や個人情報を取り扱う事務の内容等を定期的に見直し、改善に努めます。

7. 個人情報に関する窓口

当センターの個人情報保護方針に関しての御質問や、個人情報関連書類の閲覧並びに患者さんの個人情報に関するお問い合わせ・苦情相談は、下記の窓口へお申し付けください。

なお、個人情報関連書類とは、「個人情報の保護に関する法律施行条例」「千葉県病院局長が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」「個人情報保護事務登録簿」「循環器病センターにおける診療情報提供事務取扱要綱」です。

窓口：事務局管理課（０４３６－８８－３１１１）

千葉県立病院 患者の権利・義務憲章

千葉県立病院では、医療とは患者さんと医療提供者とが互いの信頼関係に基づき、協働してつくり上げていくべきものであると考えています。

また、「患者さん中心の医療」の理念のもとに良質で安全な医療を提供し、信頼され安心して受診できる県立病院を目指しております。

これらの実現のために患者さんの基本的な権利を明確にし、これを尊重すると同時に、患者さんに守っていただきたい義務についても定め、ここに「患者の権利・義務憲章」として制定します。

『患者さんの権利』

医療は、患者さんと医療提供者との信頼関係の上に成り立つもので、その中心はあくまでも患者さんであり、従って、患者さんには次のような権利があります。

1. 平等かつ公平に医療を受ける権利

疾病の種類、社会的立場等に関わらず、すべての人には良質な医療を平等かつ公平に受ける権利があります。

2. 個人として尊重される権利

個人としてその価値観を尊重され、一人の人間として尊厳をもって接遇されるとともに、自らの意見を述べる権利があります。

3. 十分な説明と情報の提供を受ける権利

病気、検査、治療、危険性、他の治療方法や見通しなどについて、理解しやすい言葉や方法で、十分な説明と情報の提供を受ける権利があります。

また、医療費や公的支援制度などについての説明を受ける権利もあります。

4. 自らの意思で選択・決定する権利

自らの受ける検査や治療方法などについて、説明を受けた上で、自分の意思で選び決定する権利があり、一方で、希望しない医療を拒否したり、医療機関を選択したりする権利があります。そのために、カルテを含む診療情報の開示やセカンド・オピニオンを求めることができます。

5. 自分の情報を承諾なくして第三者に開示されない権利（プライバシー保護）

自分の身体や病気をはじめとするすべての個人情報及びプライバシーを守られる権利があります。

『患者さんの義務』

医療は、協働作業であり、患者さんの主体的な参加の上に成り立つものであるため、患者さんには次のような義務があります。

1. 正確な情報を提供するとともに、疾病や医療を十分理解するよう努力する義務

医師をはじめとする医療提供者に、自らの心身あるいは生活について必要な情報をできるだけ正確に知らせるとともに、納得できるまで質問するなどして自らの疾病や医療について十分理解するよう努力する義務があります。

2. 医療に積極的に取り組む義務

検査や治療について、納得し合意した方針には意欲を持って取り組む義務があります。

3. 快適な医療環境づくりに取り組む義務

すべての患者さんが快適な環境で医療が受けられるよう、病院内での規則と病院職員の指示を守る義務があります。

また、社会的なルールを尊重し、他の患者さんのプライバシーなどの権利に配慮することや、医療費を適正にお支払いいただくことも要求されます。

※用語解説 「セカンド・オピニオン」

診断や治療方法等について、主治医以外の医師の意見を求めること。

— M E M O —

千葉県循環器病センター案内図



拡大図

